

平成 28 年 9 月 20 日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公 印 省 略)

子ども医療費制度の一部変更について

飯塚市子ども医療費支給制度につきまして、平成 28 年 10 月 1 日より、通院医療費及び入院医療費の助成対象をそれぞれ拡大することに伴い、対象者へ新しい医療証を郵送する旨、飯塚市より通知がありました。

つきましては、貴会におかれましてもご了解いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い致します。

なお、

- 1) 詳細につきましては、別添をご参照いただく又は、飯塚市こども・健康部医療保険課総務係 (0948-22-5500) までお問い合わせくださいますようお願い致します。
- 2) 平成 28 年 10 月 1 日以降に発行される子ども医療証は、すべて桃色で発行予定ですが、すでに発行されている未就学児については、当分の間、現状のラベンダー色の使用となります。
(就学前及び中学生以降については、一部自己負担金に変更はありませんので、当分の間、どちらの医療証も使用可能です。)
- 3) 小学校就学児へは、新しい医療証 (桃色) が 9 月中旬以降に郵送されますので、平成 28 年 10 月診療より現状の医療証 (ラベンダー色) は使用できません。

記

現行制度				平成 28 年 10 月以降			
	自己負担		所得制限		自己負担		所得制限
	入院	通院			入院	通院	
小学校就学前まで	なし		なし	小学校就学前まで	なし		なし
小学校 1 年生～ 小学校 3 年生まで	500 円/日 (月 7 日上限)	600 円/月		小学校 1 年生～ 小学校 6 年生まで	500 円/日 (月 7 日上限)	1,200 円/月	
小学校 4 年生～ 中学校 3 年生まで	500 円/日 (月 7 日上限)			中学校 1 年生～ 18 歳到達の年度末まで	500 円/日 (月 7 日上限)		

※自己負担は入院・通院とも 1 医療機関ごとに負担

※保険の対象にならない医療費及び入院時食事療養標準負担額、生活療養標準負担額は助成対象外

(公印省略)

28飯こ医第804号

平成28年9月7日

福岡県医師会会長 様

飯塚市長 齊藤 守史
(医療保険課 医療給付係)

子ども医療制度の一部変更について (依頼)

初秋の候、貴職におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

このたび、飯塚市子ども医療制度の対象年齢を10月1日より拡大するため、
9月下旬に対象者へ医療証(桃色)を郵送する予定としています。

つきましては、10月以降に子ども医療の対象者が受診する際、各医療機関
の窓口において混乱がないよう事前に変更内容の確認をお願いいたします。

また、10月1日以降に発行する子ども医療証は、すべて桃色で発行いたし
ますが、すでに発行している未就学児については、当分の間、現状の医療証
(ラベンダー色)となりますので、あわせてご周知をお願いいたします。



平成28年10月から子ども医療費支給制度が変わります！！

- ①通院医療費の助成対象を現在の「小学校第3学年修了前まで」から「小学校第6学年修了前まで」に拡大し、自己負担額が「600円／月」から「1,200円／月」に変わります。
- ②入院医療費の助成対象を現在の「中学校第3学年修了前まで」から「18歳到達の年度末まで」に拡大します。自己負担額は変わりません。

【現行制度】

	自己負担		所得制限
	入院	通院	
小学校就学前まで	なし		なし
小学校1年生から 小学校3年生まで	500円／日 (月7日上限)	600円／月	
小学校4年生から 中学校3年生まで	500円／日 (月7日上限)		

【平成28年10月以降】太枠が変更になった部分です。

	自己負担		所得制限
	入院	通院	
小学校就学前まで	なし		なし
小学校1年生から 小学校6年生まで	500円／日 (月7日上限)	1,200円／月	
中学校1年生から 18歳到達の年度 末まで	500円／日 (月7日上限)		



※上記自己負担は入院・通院とも1医療機関ごとに負担します。

※保険の対象にならない医療費及び入院時食事療養標準負担額、生活療養標準負担額は助成の対象となりません。

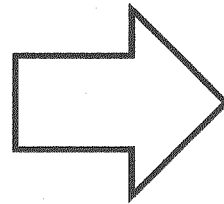
小学校1年生から小学校6年生までのお子さまには、新しい「子ども医療証」を平成28年9月中旬以降に郵送します。

中学校1年生から今年度末までに18歳に到達するお子さまの「子ども医療証」は、入院する際に、印鑑とお子さまの保険証を持って申請手続きをお願いします。

☆就学前☆

【現行（ラベンダー色）】

(表 面)									
飯塚市子ども医療証									
有効期間		年 月 日から 年 月 日まで							
負担者番号									
受給者番号									
受給者	住 所								
	氏 名								男・女
	生年月日	年		月		日			
一部自己負担金		入院 なし 入院外 なし							
発行機関名及び印		福岡県飯塚市							
交付年月日		年		月		日			



【平成28年10月以降（桃色）】

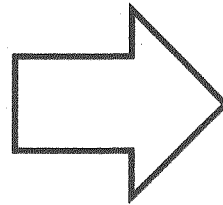
(表 面)									
飯塚市子ども医療証									
有効期間		年 月 日から 年 月 日まで							
負担者番号									
受給者番号									
受給者	住 所								
	氏 名								男・女
	生年月日	年		月		日			
一部自己負担金		入院 なし 入院外 なし							
発行機関名及び印		福岡県飯塚市							
交付年月日		年		月		日			

※一部自己負担金に変更はありませんので、当分の間、どちらの医療証でも使用することができます。

☆小学生☆

【現行（ラベンダー色）】

(表 面)									
飯塚市子ども医療証									
有効期間		年 月 日から 年 月 日まで							
負担者番号									
受給者番号									
受給者	住所								
	氏名								男・女
	生年月日	年 月 日							
一部自己負担金		入院 1日あたり500円(月7日限度) 入院外 1月当たり600円を限度 ※上記金額を医療機関(薬局を除く)ごとに負担してください。							
発行機関名及び印		福岡県飯塚市							
交付年月日		年 月 日							



【平成28年10月以降（桃色）】

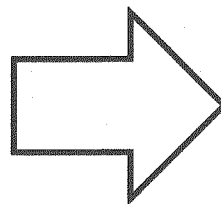
(表 面)									
飯塚市子ども医療証									
有効期間		年 月 日から 年 月 日まで							
負担者番号									
受給者番号									
受給者	住所								
	氏名								男・女
	生年月日	年 月 日							
一部自己負担金		入院 1日あたり500円(月7日限度) 入院外 1月当たり1,200円を限度 ※上記金額を医療機関(薬局を除く)ごとに負担してください。							
発行機関名及び印		福岡県飯塚市							
交付年月日		年 月 日							

※平成28年10月診療より、小学生は桃色（外来1,200円）の医療証を使用してください。ラベンダー色は（外来600円）は使用できません。

☆中学生以降☆

【現行（ラベンダー色）】

		(表 面)	
子		飯塚市子ども医療証	
有効期間		年 月 日から 年 月 日まで	
負担者番号			
受給者番号			
受給者	住所		
	氏名		男・女
	生年月日	年 月 日	
一部自己負担金	入院 1日あたり500円(月7日限度) ※上記金額を医療機関ごとに負担してください。		
発行機関名及び印	福岡県飯塚市		
交付年月日	年 月 日		



【平成28年10月以降（桃色）】

		(表 面)	
子		飯塚市子ども医療証	
有効期間		年 月 日から 年 月 日まで	
負担者番号			
受給者番号			
受給者	住所		
	氏名		男・女
	生年月日	年 月 日	
一部自己負担金	入院 1日あたり500円(月7日限度) ※上記金額を医療機関ごとに負担してください。		
発行機関名及び印	福岡県飯塚市		
交付年月日	年 月 日		

※一部自己負担金に変更はありませんので、当分の間、どちらの医療証でも使用することができます。